

大石田町廃校施設利活用方針

令和6年5月1日策定

1. 目的

町内小学校を3校から1校に統合し、大石田中学校敷地内に新設、令和9年4月開校を予定しているが、令和9年3月末をもって廃校を予定している3校の効果的・効率的な施設利活用方法を検討し、施設利活用を推進することを目的とする。

2. 現状

対象となる3校の基礎情報は下記のとおりとする。（施設台帳：別添のとおり）

【基礎情報】

施設名	住所	建物名	構造	階層	延床面積 (㎡)	建築年度		築年数 基準 R5.4.1	耐震安全性		
									基準	診断	補強
大石田南小	田沢 1544-3	屋内運動場	S	2	821	1988	S63.4.1	35	新	—	—
		校舎	RC	3	2,203	1996	H8.4.1	27	新	—	—
大石田小	大石田乙 105-1	屋内運動場	S	1	600	1975	S50.4.1	48	旧	済	済
		校舎	RC	3	4,080	1990	H2.4.1	33	新	—	—
大石田北小	岩ヶ袋 338-5	屋内運動場	S	1	702	1981	S56.4.1	42	新	—	—
		校舎	RC	4	2,885	1994	H6.4.1	29	新	—	—
		体育管理棟1	RC	1	37	1995	H7.4.1	28	新	—	—
		体育管理棟2	W	1	36	1995	H7.4.1	28	新	—	—

3. 検討方法(検討の進め方)

(1) 施設利活用のための視点

施設の利活用に関しては、下記の視点から公的な活用やサウンディング調査等を実施し、民間による活用を含めて、活用性を見出すこととする。

●視点1 まちづくりへの対応

防犯、防災、子育て支援や高齢者の見守りなどの地域課題を解決するため、まちづくりの方向性との整合性に留意し、町民全体の利益となるような活用を図る。

●視点2 民間事業者等による活用

民間事業者等からのヒアリングや公募による具体的な活用提案を受けるなど、民間活力を導入して施設を売却・貸付等する方法を検討する。

●視点3 地域の意向を踏まえた活用

学校施設が担ってきた役割や機能を踏まえ、地域の意向を十分配慮する。また、地域住民に今後の厳しい財政状況や再編成の趣旨を理解していただき、持続可能な自治体経営を目指す。

○配慮事項1 地域防災への配慮

学校施設が災害時の避難所になっているなど、地域防災の拠点となっていることを十分踏まえた跡地利用を検討する。

○配慮事項2 国庫補助金等の活用

改修等新たな施設整備を伴う場合は、可能な限り国庫補助金等などの特定財源の活用を図り、町財政負担の軽減を図る。

(2) 庁内検討会議の設置

庁内検討会議を設置し、廃校の利活用に関して、下記の視点から公的な活用やサウンディング調査等を実施し、民間による活用を含めて、活用性を見出す。

【庁内検討会議】

◎委員長：副町長

○構成員（事務局：学校教育グループ）

- | | |
|-----------|--|
| ・総務課 | 課長・総務グループ（危機管理）・財政グループ（財産管理） |
| ・まちづくり推進課 | 課長・政策推進グループ（まちづくり関係） |
| ・保健福祉課 | 課長・福祉グループ（児童、高齢者福祉関係） |
| ・産業振興課 | 課長・商工観光グループ・農政グループ（産業関係） |
| ・建設課 | 課長・管理グループ・治水・定住対策グループ
(除排雪、治水・定住関係) |
| ・教育文化課 | 課長・生涯学習グループ（生涯学習・資料館関係） |

(3) 施設利活用検討の進め方

施設利活用を進めるにあたり、庁内に組織する「庁内検討会議」を活用し、適宜、検討を進めていく。

また、必要に応じて、地域住民が主体となった跡地利活用の検討組織において議論が行われるよう促す。検討組織において議論を行う場合には、地域組織と町の関係部署が相互に連携しつつ、施設利活用の検討を進める。

①町内における行政需要・公共需要の洗い出し

ア 庁内利活用意向の把握

庁内照会や関係各部署とのヒアリングなどにより、導入可能性のある行政需要、公共的需要に基づく施設や用地を洗い出し、事業の必要性や実現性を考慮した上で検討を進める。

イ 施設整備・管理運営手法の選択

町の発意による事業については、必要に応じて、ヒアリングやアンケートなどにより、民間事業者等の参入可能性を把握したうえで検討を進める。

②民間事業者等による活用アイデアの把握

庁内における行政需要、公共的需要の洗い出しの結果、活用が見込めない跡地については、サウンディング調査などを通じて、広く民間事業者等のアイデアを把握したうえで、有効な発案などがない場合には、施設は売却、貸付等を行う。

売却・貸付等にあたっては、まちづくりや地域に与える影響などを十分考慮し、必要に応じて、利用条件の付与について検討する。

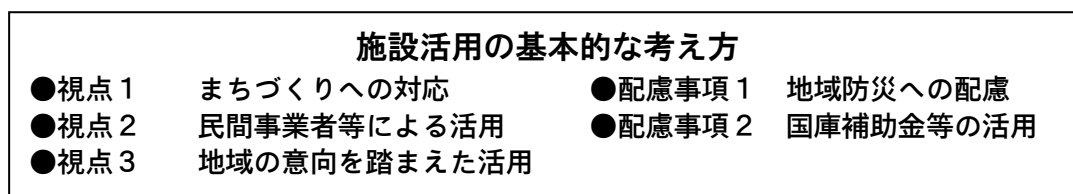
4.スケジュール

施設利活用について、下記のスケジュールで進めるよう努めるが、状況に応じて変更する場合がある。

【年度スケジュール】

年度	検討内容	備考
令和 6 年度	・公的な利活用の検討・補助金の調査 ・サウンディング調査の実施	庁内検討会議 設置
令和 7 年度	・住民組織による利活用の検討 ・民間事業者による利活用の検討 ・サウンディング調査の精査 ・廃校利活用計画の策定	
令和 8 年度	・令和7年度同様 ・補助金等の調査・計画	担当課へ移行
令和9～10年度	・利活用にかかる改修等整備の実施	
令和10年度～以降	・利用開始	

◆施設活用に関するフロー図



- ①庁内における行政需要・公共的需要の洗い出し
 ②民間事業者等による活用アイデアの把握（サウンディング調査）

